

開成町手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年2月16日

開成町長 山 神 裕

開成町条例第2号

開成町手数料徴収条例の一部を改正する条例

開成町手数料徴収条例（平成12年開成町条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(種類及び金額) 第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。		(種類及び金額) 第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。	
種類	金額	種類	金額
(1) 戸籍の謄本 若しくは抄本又は <u>戸籍証明書</u> の交付手数料	1通につき450円	(1) 戸籍の謄本 若しくは抄本又は <u>磁気ディスク</u> <u>等をもって調製</u> <u>された戸籍の全</u> <u>部若しくは一部</u> <u>を証明した書面</u> の交付手数料	1通につき450円
(2) 戸籍に記載 した事項に関する 証明書の交付 手数料	証明事項1件につ き350円	(2) 戸籍に記載 した事項に関する 証明書の交付 手数料	証明事項1件につ き350円
(2)の2 <u>戸籍電</u> <u>子証明書提供用</u> <u>識別符号の発行</u> <u>手数料(情報通信</u> <u>技術を活用した</u> <u>行政の推進等に</u> <u>関する法律(平成</u> <u>14年法律第151</u> <u>号)第7条第1項</u> <u>の規定により同</u> <u>法第6条第1項</u>	<u>戸籍電子証明書提</u> <u>供用識別符号1件</u> <u>につき400円</u>	(新設)	

改正後		改正前	
<p><u>に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。以下同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</u></p>			
<p>(3) <u>除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>1通につき 750 円</p>	<p>(3) <u>除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスク等をもって調製された除かれた戸籍の</u></p>	<p>1通につき 750 円</p>

改正後		改正前	
_____の交付手数料		<u>全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料</u>	
(4) 除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	証明事項 1 件につき 450 円	(4) 除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	証明事項 1 件につき 450 円
<u>(4)の2 除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。))における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書</u>	<u>除籍電子証明書提供用識別符号 1 件につき 700 円</u>	(新設)	

